案

# 大都市税財政制度調査特別委員会

令和2年度中間取りまとめ

令和3年4月 日

川崎市議会大都市税財政制度調査特別委員会

## 1 付議事件

大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及 び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行うこと

## 2 委員会活動の経過

(1) 令和2年5月27日(第8回)

## ア議題

- ・委員会の運営について
- ・「令和3年度国の予算編成に対する要請」について

#### イ 概要

委員会の運営については「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について」及び「大都市 税財政制度調査特別委員会実施要領」のとおり進めることを確認した。

「令和3年度国の予算編成に対する要請」について、取りまとめが行われた要請事項について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

## ウ 委員意見

- ・本市がより多くのふるさと納税を得るための体制づくりが必要である。また、他都市ではコロナ禍に便乗したと思われるマスクや消毒液の返礼を行っているケースがあり、ふるさと納税の在り方について、国に対して改めて検討するよう要請する必要がある。
- ・令和元年東日本台風やコロナ禍の影響を踏まえ、セーフティネットの更なる充実や児童相 談所に係る項目等の要請に当たっては、他都市との情報共有やエビデンスの構築を適切に行 い、要望活動につなげていくことが重要である。また、多摩川における治水対策について、 本市では樋門周辺のしゅんせつ等が課題であり、その対策について、国へ要望してほしい。
- ・財源、税源の涵養及び権限の確保、二つのテーマについて、例年に増して議論を深めていき たい。また、本市における財源、税源の涵養は重要であり、国への要望に当たっては、政令 指定都市の中でも人口が密集している等の本市の特徴を強調するとともに、東京事務所や国 会議員の力添えを得ながら進めていくべきである。
- ・多摩川における治水対策に係る要請については、掘削箇所を限定することなく、多摩川全体 を考えた内容としてほしい。

## (2) 令和2年7月28日(第9回)

#### ア議題

・「令和3年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について

#### イ 概要

「令和3年度国の施策及び予算に関する提案(通称:白本)」について、指定都市市長会及

び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について総務企画 局及び財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

# ウ 委員意見

- ・地方創生臨時交付金に係る財政力指数の計算に対する要望が盛り込まれている一方、本市 をはじめ、各政令指定都市が減収の影響を受けているふるさと納税制度への要望が盛り込 まれていない。政令指定都市全体の課題として、次年度以降記載がされるよう努めてほし い。
- ・毎年行っている白本の要望に対する国の考え方について、何らかの回答等が得られるよう な働きかけをすべきである。
- ・学校における働き方改革、特に教職員を含めた学校現場で働く人材の確保及びその財源の 確保は本市にとって喫緊の課題であり、問題意識をもって取り組んでもらいたい。
- ・多様な大都市制度の早期実現に係る要望に当たっては、市民に対して、特別自治市が本市に とって利のある制度である旨の理解を広めていくべきである。
- ・医療費助成について、本市における制度拡充を進めていくとともに、国に対して普通調整交付金の減額措置等を行わないように求めてほしい。

## (3) 令和2年9月14日(第10回)

#### ア議題

・今後の委員会運営について

# イ 概要

今後の委員会運営として、10月上旬に予定する指定都市「大都市税財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」についての調査・研究及び11月中旬に予定する青本に基づく党派別要望行動の実施に先立ち、委員会として有識者を招致し、大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究を行うため、「大都市税財政制度調査特別委員会参考人実施要領」に基づき、参考人招致を実施することとした。

# (4) 令和2年9月30日(第11回)

# ア議題

・大都市における税財政制度の諸問題に関する調査・研究について

## イ 概要

参考人として一橋大学国際・公共政策大学院・大学院経済学研究科教授の佐藤主光氏を招致し、都市における税財政制度の諸問題について講演をいただき、講演内容等を踏まえ、意見交換を行った。

#### ウ 講演概要

今日は三つのテーマで講演を行う。一つ目はふるさと納税、二つ目は中長期的な課題としての消費税の話、三つ目は地方税の課題、法人課税に対する依存度の高さや、個人住民税の前年所得課税についてである。

まずはふるさと納税について。最近、大阪府泉佐野市が訴えを起こしていた裁判で、最高裁で高裁判決が破棄され泉佐野市の逆転勝訴となった。法律的に判決内容は当然であるが、裁判官は「泉佐野市のやり方は果たしてフェアだったのか、本来のふるさと納税の趣旨に反していたのではないか」という問題提起をしていた。実際、泉佐野市は大々的に返礼キャンペーンを打ち出し、全国からかき集めた返礼品をリストアップしてピーク時には全体の1割のふるさと納税を集めていた。この件については、遡及措置を行った総務省に非がある一方、総務省の通知に基づき他の自治体が返礼品を見直す中、泉佐野市は制度の趣旨に反した形でふるさと納税を集め続けたという点において、泉佐野市の側にも非があると考えている。

ふるさと納税の元来の特徴は特例控除の部分であり、2,000円の持ち出しで済むことにより利用を喚起したいというのが政策的な意図であるところ、本来あるべき寄附の姿から大きく外れて、いわゆる官製通販化してしまった。結果、多くお金が流出している自治体として、川崎市は上から4番目である。全国的に大都市からお金が流れているが、受け取る側が必ずしも貧しい自治体ではないところが問題だ。

ふるさと納税は、ある意味、静かなる納税者の反乱という側面がある。例えばフランスであれば、自分たちの税金の使途に不満があれば、皆、デモを行う。一方、日本人は基本的にはデモは行わない。「それならふるさと納税をしたらよい」というふうに考える。問題なのは、ふるさと納税で受益を得ているのが一部の金持ちであることだ。しかし、そのことに対して一般の納税者は憤っていない。なぜなら、一般の納税者自身も納税に対する受益をあまり感じておらず、自分たちも機会があったらふるさと納税をしたいと思っているからである。

その理由は、一般の人たちから納税に対する受益が見えていないことにある。例えば川崎市が提供する公共サービス、ごみの収集、道路、教育、福祉。これらに税金が使われていることが市民には見えていない。そのため、税金って払い損だよね、機会があったらふるさと納税でもしたいよねという考えに至ってしまう。つまり、ふるさと納税による税の流出を抑えるためには、税金の使われ方、住民への還元のされ方を具体的に見える化させる必要がある。

次に二つ目のテーマ、消費税の話。今、消費税を減税するべきではないかという議論がある。国民一律に10万円給付を行った手前、次に何か一律に行うとしたら、消費税の減税ではないかということだ。特に、地方経済を支えるという観点から、消費税を時限つきで減税したらどうか。そういう議論がちらほらと出ている。

コロナ禍による経済的な影響について述べると、業種ごとにその影響は一律ではなく、飲食店が大きな打撃を受けている一方、Amazonは過去最高の収益を上げ、スーパーが復活。家飲みが増えたため酒屋も繁盛している。それは家計についても同様であり、影響が家計

や個人、事業者やその業種間でもばらばらである中、一律の消費喚起でよいのか。現在実施されているGoToトラベルキャンペーンの是非はともかく、ある程度業種を絞った優遇・支援政策があってしかるべきである。

次に、消費税が平時の社会保障の重要な財源だということを指摘したい。しばしば話題と される他国での消費税減税はあらかじめ時限措置として組まれたものであり、日本では同様 に実施することが難しい。減税するにも元に戻すにも、周知等のプロセスも含め、時間と手間 が掛かる。その点から、コロナ対策の話と消費税の話とは切り離して考えるべきだ。

今や地方消費税は都道府県にとっては3番目、地方全体で見ても主要な税源の一つとなっている。地方消費税は法人2税等と比べると比較的格差の少ない税金であるため、今後、自治体が安定財源を求めるのであれば、その活路はやはり消費税だ。

デフレがこれまでの危機、コロナ禍が今の危機だとすると、社会の高齢化がこれからの危機だ。国は当初、コロナ禍は短期決戦で終息すると見てか、水際対策に注力していた。しかし、蓋を開けてみればワクチンの実用化時期の見込みもいまだわからない状況であり、結局は長期戦となった。まして、社会の高齢化は今世紀の課題であり、高齢化のピークを迎える2040年代の後は大きく人口が減少するとされる。長期戦となる社会の高齢化、人口減少に対しては経済の体力、財政の体力の裏付けがある上での構造改革が必要だ。今の、これからの危機に立ち向かうため、日本の経済・財政の在り方そのものを変えていかなければならない。

私は、本当は消費税を増税するのではなくてもいいと思っている。しかし、消費税を増税しないのであれば、どうやって社会保障の財源を確保するのか。問題は、高齢化の進展により増えている社会保障であり、消費税の増税は財源の問題の解決策の一つに過ぎない。問題の大本は社会保障の増加なのである。では、なぜ消費税増税かというと、一般的に思われているよりも消費税はまだ「ましな税金」だからである。所得税や社会保険料はどうしても勤労者に負担が集中しやすい一方、消費税は全ての世帯が広く負担をすることになり、世代間の公平の観点でかなっている。また、国際競争力の観点から見ても、国際競争力を損なわずに済む。

世界的なトレンドを見ても、消費税は増税の傾向にある。では、何%ぐらいまで上げるのが 適切であるかというと、概ね15%から20%ではないかと言われている。我々はとにかく 社会保障の財源をどうするかを考えなければならず、安定的で地域間での偏在の少ない税金 というと、消去法で消費税にならざるを得ない。経済学者からすると、ほかの税金と比べ、消 費税のほうがまだ成長と親和性が高いと考えるからだ。長い目で見たときに、ほかの税金、ま してや社会保険料を上げるよりは、雇用に対する影響、日本の国際競争力に対する影響、成長 力に対する影響はまだ消費税のほうが軽いということである。

最後に、コロナ禍で露呈した地方税の課題について。今般のコロナ禍においては、いろいろな日本のデジタル化の遅れ、フリーランスや非正規雇用の収入の不安定さがマスコミでも取り上げられている。ここでは、地方税において露呈した問題点について述べていきたい。

まずは法人2税への依存問題である。法人2税への依存は二つの大きな問題を生み出して おり、一つは偏在性の問題。法人2税は3大都市圏だけで4割強が集められており、そのう ちの半分以上は東京都。この偏在性は平時の課題で、地域間での不公平をもたらしている。

もう一つの課題は不安定さ。平時は多くの法人2税を税収等している自治体であっても、 非常時になると大きく税収が落ち込む。今般も、東京都の財政調整基金の残高がなくなりそ うであると言われる。コロナ対策で既に1兆円強を投入したことに加え、法人2税の税収が 大きく落ち込んでいることが要因である。東京都であろうと、財政危機と無縁ではない。

次に、二つ目の課題は住民税の前年課税である。今の個人住民税は前年の所得を基準に決まるが、これが今回のコロナ禍で問題となってくる。収入が不安定なフリーランスや自営業の人たちに対して、普通に稼いでいるであろう2019年の所得を基準に今年の住民税が課税される。2020年、コロナ禍により収入が大きく落ち込んだとしても、前年度所得を基準に税金を納めなければならない。収入が不安定な人が増えている時世において、果たして前年所得に応じて課税をするという仕組みが適切であるのだろうか。

また、市民税の業務についても実は前年所得課税のほうが大変で、その理由は申告納税と 賦課課税の違いにある。所得税及び固定資産税は申告納税である一方、住民税は賦課課税。申 告納税の場合であれば、税金は払う人が計算するため、額を間違ったとしても、申告した人の 責任でもう一回やり直してもらうだけのことである。しかし、賦課課税は、幾ら払うべきかを 決めるのは自治体側。もし納税額を間違えていたら自治体の責任となる。町田市の職員に聞 いた話では、3月から4月にかけての繁忙期には結構な人手を確保しているとのことだった。 いっそのこと、住民税も現年課税化してしまえば自治体側は楽なのではないだろうか。デジ タル化を前提とすれば、現年課税化というのはそんなに難しい話ではないはずである。

更に、一律10万円の特別定額給付金のときに課題になったマイナンバーの活用について述べたい。自治体は給与支払報告書を事業者からもらって、住民の前年所得を捕捉しているが、それをマイナンバーでひもづけないと給付には使えない。今般の一律10万円給付の際には、所得情報が使えなかった。そのため、一律10万円にならざるを得なかった。給付と所得情報をひもづけることができないと、一律10万円か、あるいは課税世帯か非課税世帯かという区分けでやるしかなく、給付はきめ細かくならない。税と給付、給付と口座、これらを全部マイナンバーでひもづけないと、きめ細かい迅速な給付はできない。

海外においては、前年の所得ではなく前月の所得に応じて給付を決めることも可能な国も ある。所得情報を税金と給付、両方に使えるようにする。更にできるだけ直近の所得情報を使 えるようにする。そういう仕組みを構築しないと、コロナ禍のような場合に対応できない。

もう一つ、固定資産税について述べたい。市町村の大きな基幹税である固定資産税の話は 社会の高齢化、実は空き家問題につながっており、小規模住宅に対する優遇措置が空き家問 題を助長しているのではないかという指摘がある。高齢化により、ある家に住む人がいなく なった。その人が亡くなってしまったら、誰も住む人がいなくなるという空き家問題。固定資産税との関係から、家を使っていないのだから取り壊して更地にすればいいところ、ぼろ屋でもいいから空き家をそのまま所有することで評価額を6分の1に抑え、税金の負担を抑えるケースが多く生じているのだ。以前、タワーマンションがよく節税の道具に使われた要因も固定資産税の制度の問題点によるもので、固定資産税をもう少し適正化すべきという話はずっと出ているものの、残念ながら進んでいない。

最後に、税がその国の文化を変えるという話。イギリスやヨーロッパは昔、窓に税金をかけていたから窓が小さい。京都に行けばうなぎの寝床で家が細長い。これは昔、間口に応じて税金を掛けたからだという話がある。つまり、税は文化を作る。日本の家をうさぎ小屋にしたのは固定資産税かも知れない。都市計画を考えたときに、固定資産税が都市や住宅の在り方をゆがめてしまうことは避けるべきである。税を財源確保としての意味合いだけではなく、長期的な視野で社会、経済、まちの在り方に与えるインパクトも考えなければならない。

#### 工 意見交換概要

質疑. ふるさと納税の改善の方向性及び政府税制調査会での議論について

応答.まず、ふるさと納税についての改善については、返礼品はやめたほうがよい。物の切れ 目が縁の切れ目になってしまい、自治体のためにもならない。本来ふるさと納税という のは自治体のサポーターをつくる目的であったはずであり、物でつるのではなく、まち の魅力を発信するべきである。また、富裕層が2,000円の持ち出しで物をもらってい る、楽天やふるなび等の東京のサイト運営者がもうかっているという構造は不公平であ り、返礼品の在り方は抜本的に考えざるを得ないと考える。

次に、政府税制調査会で議論するかという点については、発案者が菅総理であることもあり、総務省が議論したがらないと考える。ただし、前向きに考えて、もっと寄附金税制を充実させたらどうかという議論は可能である。「私がいつも行っているあのラーメン屋、ホテル、旅館をサポートしたい」といったある種のクラウドファンディング等であれば拡充してもよいだろう。川崎市に置き換えると、市内の各種公益団体、NPO、その他各種団体に対する支援を促すように、市が寄附金税制を拡充する等のやり方はあってもよいのではないか。

質疑. 政府税制調査会における税や社会保障の制度設計に係る教育等の議論について

応答.大人に対しても含め、もっと租税や社会保障の教育に取り組まなければいけないと議論されている。ネット上では真偽さまざまな情報が氾濫していることから、ミスリーディングを防止する、正しい情報を伝えるメディア発信を、政府・自治体が行っていかなければならないと考える。

質疑. 政府税制調査会における消費税と社会保障の議論状況について

応答、当初は社会保障を支えるための増税であったが、段階的に上げていくというプロセス

の中で社会保障が消えてしまった。人生の中での最大のリスクは社会保障であり、「年を 取ったときに本当に年金をもらえるの?医療はあるの?」ということが今問われ、特に 若い人に不安を与えてしまっている。消費税にしても社会保障の保険料にしても、持続 性をどう担保するかが重要であり、そこにもっと目線があってよいのではないか。

政府税制調査会においては、配偶者控除をやめて給付を行えばよいとの議論があったが、給付については税調の範疇外であり、結果である最後の答申、中間報告の中にはその議論が盛り込まれなかった。再分配の強化は、税金を払っていない人たちにどうやって給付をするかという視点が重要であるが、税調では議論ができないのである。

海外では給付と税がちゃんと連動している一方、日本では制度的にも執行面でも分かれているが、本来は税と給付の一体改革が間違いなく必要だと考えている。

- 質疑.農林水産省の助成金がふるさと納税返礼品の充実に活用されていることへの見解について
- 応答. 農林水産省の助成事業は農林水産の活性化が目的であり、目的外使用であると考える。 例えば、釜石市が材料を他都市から集めて加工したエアガンを特産物として返礼品としていることと同じで、ルールの抜け道を突いたものである。総務省も過熱化した返礼品競争を抑え込もうと試み、多少は功を奏しているものの、人間は得てしてルールの抜け道を探すものであるため、今後、第二の泉佐野市が出てくる可能性は否めない。
- 質疑. ふるさと納税に係る控除について、2割という割合ではなく額面で上限を設けること への考えについて
- 応答. 寄附額の2割か一定額、例えば2万円まで、その低いほうのいずれかを上限とする手法 はあってもよいと考える。しかし、先に述べたルールの抜け道に関して、執行面における 留意が必要である。
- 質疑.特別定額給付金の給付額を一律10万円ではなく、減収世帯に対する30万円の給付を実施していた場合の問題点について
- 応答.収入の急減をどう確認するかが問題であり、収入の証明の手続など、申請に手間と時間が非常に掛かったのではないかと考える。しかしながら、実際の一律10万円の給付においては対象者も多かったことから、違う意味で時間が掛かったため、自治体側からすすると、10万円給付のほうが手間だったのではないだろうか。

そこで、私は一律に給付した後、所得金額に応じて回収、事後調整する融資と給付のハイブリッドの手法を提案した。現実的には官僚の無謬性、間違いがあってはいけない考えから実現が難しいところであるが、アイデアだけで言えば、この事後調整をやればよいのである。

- 質疑. 消費税減税により消費を促進して税収増を図る考えについて
- 応答. 40年前の第一次レーガン政権で所得税の減税をやっており、減税すれば経済が活性

化する、経済が活性化すれば、みんな所得が増える、だから、税率を下げたとしても結果 的には税収は上がるのではないかという実験的なものであったが、結果は赤字を生んで しまい、思ったようにはいかなかった。

消費税減税により消費が増えることは否定しないが、税率を下げた分を挽回するほど税収が増えるかと言うと、答えはノーである。同じことは所得税にも言え、富裕層の所得税を下げれば彼らはもっと頑張って働くのではないか。そういう主張もあるが、実際、脱税が多い途上国での例を除けば、それに成功した国は知る限りない。4%から5%といった中国並みの経済成長となってはいない日本の経済において、減税して税収をかえって増やすというこのモデルはなかなか成立しがたいと考えている。

だからこそ、本当は増税をするとき、消費税を上げるだけではなく、同時に経済の体力をつけていかなければならない。例えば高齢者や女性の方の就労を喚起したり、中小企業の生産性を上げたり、そういう形での成長力をつけなければならない。低成長の日本においては、増税に併せて適切な成長戦略を組んでいく。増税に耐えるための構造改革が必要である。

# (5) 令和2年10月8日(第12回)

#### ア議題

・指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(令和3年度)(通称: 青本)」について

#### イ 概要

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(令和3年度)(通称:青本)」について、指定都市市長会及び指定都市議長会において取りまとめが行われた提案内容及び要請活動について財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

また、今後実施される指定都市税財政関係特別委員長会議及び各政党への要望活動(党派 別要望)の予定について財政局から説明が行われた。

# ウ 委員意見

- ・大幅な税収減が見込まれる来年度予算についても含め、必要な事項について十分に要望を 行うとともに、ふるさと納税の見直しについても実現されるよう、引き続き国に働き掛け てほしい。
- ・国から財源の使い道が示されるのが2月や3月であると、本市の翌年度当初予算に反映することが難しい。特に政令市にとって、本日議論した制度等の影響は大きいため、ぜひ政令市の首長連合として、少なくとも各自治体の当初予算に中身を政策として反映できるタイミングで示すよう投げ掛けるとともに、緊急自然災害防止対策事業債について、積極的に活用してほしい。また、県からの補助金について、本来の枠がしっかり市に交付されるよう

議論をしっかりとやってもらいたい。

- ・体育館への空調整備について、ぜひ緊急防災・減災事業債を活用して、緊急度の高い避難所の空調整備、またはWi-Fi整備といった部分にしっかりと活用してほしい。また、教育委員会とも連携を取り、令和3年度以降にもぜひ活用してほしい。
- ・今年5月には新型コロナウイルスの臨時交付金について市長が地方創生大臣のところに要望に行き、その後一定程度配分されたところである。引き続き、要望・意見をし続けるとともに、ふるさと納税制度に関してなど、本市がいろいろな方々に応援してもらえるために必死に取り組む姿勢を徹底してほしい。
- ・地方法人税の創設等、地方税を国税化することで交付税原資を生み出す国の施策が不交付 団体である本市に与える影響は大きいため、引き続き国への働き掛けを行ってもらいたい。

# (6) 令和2年11月19日(第13回)

#### ア議題

・「令和3年度 県の予算編成に対する要望」について

## イ 概要

「令和3年度 県の予算編成に対する要望」について、要望の方法、時期及び内容について 財政局から説明を受け、質疑・意見交換を行った。

# ウ 委員意見

・本日、所属政党の党派別要望に行ってきたところ、緊急自然災害防止対策事業債等について、国会では議論が深まっており、超党派で取り組んでいる印象を受けたことから、各委員からも所属する党派に働き掛けてもらいたい旨、及び、超過課税に係る県への要望についても、各委員が所属する党派の県会議員に働き掛けを行ってもらいたい旨の発言があった。

## (7) 令和3年3月19日(第14回)

#### ア議題

正副委員長の互選

# イ 概要

正副委員長がいずれも委員を辞任したため、年長委員の渡辺学委員の指名推選により、原 典之委員が委員長に、田村伸一郎委員が副委員長に選任された。

## 3 指定都市税財政特別委員会による国への要望活動

「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(通称:青本)」に基づき、次のとおり 要望活動を行った。 (1) 税財政関係特別委員長会議(令和2年10月30日実施)

青木功雄大都市税財政制度調査特別委員長が出席し、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望運動等の進め方について協議が行われ、協議の結果、例年どおり、「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望書(通称:青本)」により、各市の税財政関係特別委員会委員が党派別に各政党に対する要望行動を行うこと等が確認された。

(2) 指定都市行財政問題懇談会 [自由民主党] (令和2年11月25日実施) 本間賢次郎委員が出席し、自由民主党所属国会議員に対する要望を行った。

# ア 要望概要

- ・ふるさと納税は高額納税者の節税対策に利用されているきらいがあるのではないか。川崎 市でも、利用者は人口比の6%程度であるものの、60億円程度の市税が流出している状 況である。利用者が、縁のある地域に利用できるようなシステムの検討をお願いしたい。 地方交付税は、コロナ禍以外の通常時も、政令指定都市に御配慮いただきたい。
- (3) 指定都市行財政問題懇談会 [公明党] (令和2年11月20日実施) 川島雅裕委員が出席し、公明党所属国会議員に対する要望を行った。

#### ア 要望概要

- ・青本30ページ、地方債制度の充実について、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止 対策事業債について、本市でもブロック塀の改修、学校施設の耐震対策、河川の維持補修事 業費に活用した。今年度までということであるので、今後防災インフラの整備に活用した い。令和3年度以降の延長を切に要望する。
- ・ふるさと納税について、令和元年度の流出影響額が57億円、今年度は64億円が見込まれている。過去最大の減収額となっている。通常ふるさと納税の減収額の75%は国から普通交付税で補填されるが、本市は不交付団体で補填がない。そういった意味で財政赤字に直結する。何らかの財政措置をお願いしたい。
- (4) 指定都市行財政問題懇談会 [立憲民主党] (令和2年11月19日実施) 織田勝久委員が出席し、立憲民主党所属国会議員に対する要望行動を行った。

# ア 要望概要

・重点要望項目については、特に、事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設に対して 御配慮いただきたい。大都市特例事務に係る税制上の措置不足額は、指定都市全体で約2, 400億円、川崎市で約171億円生じており、実質、県の仕事をやっているため、それに 見合った権限と財源の一致について御配慮いただきたい。

要望項目については、地方債制度の充実、特に防災減災対策が自治体においても大変大き

なテーマとなっている。川崎市においては、特に多摩川の防災対策が課題となっており、その中で特に緊急自然災害防止対策事業債の事業期間が本年までとなっているが、延長を国会の中で働き掛けていただきたい。

ふるさと納税制度については、令和元年度57億円、令和2年度が64億円、令和3年度の 見込みが69億円減少するとなっている。川崎市は不交付団体であるため、補填されるこ となく全額減収となってしまう。制度自体は色々な話があるだろうが、個人住民税を対象 にすることなく、国税の範囲でやっていくならいいものの、自治体の固有財源にまで手を 突っ込むということに対しては制度改正をお願いできればと思う。また、高所得者ほど得 する制度は適切ではないため、給付金の税額の控除上限額の見直しをぜひ国会の中で議論 していただきたい。

(5) 指定都市行財政問題懇談会 [日本共産党] (令和2年11月18日実施) 当日は、本市の常任委員会開催日であったため、共産党議員の出席はなし。